

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	熊毛・産業土木課
処分の名称	使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	周南市烏帽子岳ウッドパークキャンプ場の設置及び管理に関する条例第6条
基準規定	周南市烏帽子岳ウッドパークキャンプ場の設置及び管理に関する条例第6条
処分基準	<p>周南市烏帽子岳ウッドパークキャンプ場の設置及び管理に関する条例第6条 （許可の取消し等）</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消し、その効力の一部を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはキャンプ場から退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例その他これに基づく規則又は指示に違反した場合 (2) 偽りその他の不正な手段により許可を受けた場合 (3) その他市長において公益上必要があると認める場合</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	